

公益充実資金に係る公表事項

公益社団法人 津 歯 科 医 師 会

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 2 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、当法人の公益充実資金に関する公表事項を掲載しています。

以下の資料は、行政庁へ提出した公益充実資金に関する書類の内容を掲載したものです。

認定法第 21 条第 2 項第 4 号及び認定規則第 46 条第 1 項第 4 号及び第 7 号

【別表A(5)－1(公益充実資金の明細)】

1. 公益充実資金の前年度末明細

前年度末				
各資金の明細		実施時期(年度)※西暦	所 要 額	残 高
災害時における歯科医療 救護活動等の事業	費用	2040	34,403,160 円	15,339,597 円

2. 公益充実資金の本年度末明細

当該事業年度開始日(西暦)	2025/4/1
---------------	----------

本年度末						
前期末残高		取崩額(合計値)	取崩額のうち資産取得分以外	積立額	今期末残高	積立限度額
15,339,597 円		0 円	0 円	389,888 円	15,729,485 円	34,403,160 円
各資金の明細		実施時期(年度)※西暦	所要額	取崩額(個別)	備考	
災害時における歯科医療 救護活動等の事業	費用	2040	34,403,160 円	0 円		

【別表A(5)－1(公益充実資金の明細)】

費用										
特定の事業又は資産取得等の名称	災害時における歯科医療									
当該活動の内容	西暦	2012	年	3	月	～	2041	年	3	月
計画期間(目的設定～実施)	***** 「平成 18 年三重県地域防災計画被害想定調査 DB」によれば、東海地震、東南海地震、南海地震のいわゆる 3 連動地震の 30 年以内の発生確率は 87%、津市は、避難所 180 余か所、避難者数は 1 万人を超え、死者 400 人超、全壊・半壊家屋は 3 万棟に上ると被害予想されている。新潟県中越大地震及び東日本大震災における歯科医師会の歯科医療救護活動の実績を基に、3 連動地震が発生した際の歯科医療救護活動等の事業費を算定した。 【避難所への救援物資】 順次購入予定／避難者 12,000 人と想定 歯ブラシ(ハトラー#211) 180 円×12,000 本＝2,160,000 円 液体ハミガキ(ガムデンタルリンス ノンアルコールタイプ 960ml) 800 円×3,000 本＝2,400,000 円 歯磨剤(ガムデンタルペースト 165g) 350 円×3,000 本＝1,050,000 円 【巡回歯科治療設備費】 順次購入予定 ポータブルユニット(オサダポータブルユニット 7GV) 1,951,000 円×3 台＝5,853,000 円 ポータブル発電機(ホンダガス発電機 EU9iGB 900W) 104,790 円×3 台＝314,370 円 【歯科医療救護活動費】 口腔ケア保健指導 医療器具・医薬品・歯科材料費 100,000 円 人件費(歯科医師)10,000 円×5 人×10 日＝500,000 円 人件費(衛生士)7,000 円×5 人×10 日＝350,000 円 交通費 2,000 円×100 人(のべ人数)＝200,000 円 ***** 平成 23 年度試算 12,927,370 円 初年度積立金 10,000,000 円に翌年から毎年 100,000 円を 29 年間積立 積立限度額を 12,900,000 円とする。 ***** 「平成 18 年三重県地域防災計画被害想定調査 DB」及び「阪神淡路大震災における会員歯科診療所の被害状況」を基に、東海地震、東南海地震、南海地震のいわゆる 3 連動地震が発生したときの歯科診療所の罹災状況を予想した。 診療所の 9 割に被害(全壊 26.2%、半壊 18.1%、一部損傷 45.6%) 1 診療所あたり 10,000,000 円の被害が予想される。 また、平成 26 年 3 月には、「津市がある中勢で 2.4 倍の 8,873 ヘクタール。市役所のある中心部に津波が押し寄せ、行政機能がまひする恐れがある。」との県独自の南海トラフ巨大地震に対する被害想定も出され、さらに被害が深刻化することが考えられる。 市との協定に基づき歯科医療救護活動を円滑に遂行するためには、協力医療機関が早期復興を成し遂げることが急務となることから、協力医療機関への支援額を設定し、積立限度額を変更した。 【協力医療機関への復旧助成】 全壊診療所への復旧助成 400,000 円×39 件＝15,600,000 円 半壊診療所への復旧助成 200,000 円×27 件＝5,400,000 円 一部損壊診療所への復旧助成 100,000 円×70 件＝7,000,000 円 [追加] 平成 26 年度試算 28,000,000 円 ***** 平成 26 年度試算 40,927,370 円 毎年、その年度に納入された協力金の額に 100 分の 30 を乗じて得た額を 平成 26 年度から令和 22 年度まで積立、積立限度額を 3,900 万円とする。 ***** ----- 平成 23 年度の積立上限額を 12,900,000 円に設定 ----- 平成 24 年度の積立上限額を 12,086,846 円に変更 (平成 24 年度、災害備蓄用デンタル用品購入のため、813,154 円を積立金から取崩) ----- 平成 25 年度の積立上限額を 38,114,942 円に変更 (平成 25 年度、災害備蓄用デンタル用品購入のため、71,904 円を積立金から取崩) ----- 平成 26 年度の積立上限額を 37,842,782 円に変更 (平成 26 年度、災害用医療従事者ベスト購入のため、272,160 円を積立金から取崩) ----- 平成 27 年度の積立上限額を 37,343,214 円に変更 (平成 27 年度、往診用歯科医療機器購入のため、499,568 円を積立金から取崩) ----- 平成 29 年度の積立上限額を 36,078,286 円に変更 (平成 29 年度、往診用歯科医療機器購入のため、266,360 円を積立金から取崩) (平成 29 年度、災害備蓄用デンタル用品購入のため、998,568 円を積立金から取崩) ----- 令和 2 年度の積立上限額を 35,546,062 円に変更 (令和 2 年度、災害備蓄用デンタル用品購入のため、532,224 円を積立金から取崩) ----- 令和 5 年度の積立上限額を 34,403,160 円に変更 (令和 5 年度、災害用ブルゾン購入のため、81,400 円を積立金から取崩) (令和 5 年度、災害用ヘルメット購入のため、33,640 円を積立金から取崩) (令和 5 年度、防災ブック(会員配布／東京防災)購入のため、25,190 円を積立金から取崩) (令和 5 年度、災害備蓄用デンタル用品購入のため、1,002,672 円を積立金から取崩) -----									